

行田市内に

空き家・空き地

をお持ちの方へ

活用の相談をしませんか？

※行田市空き家等バンク制度

行田市では、空き家や空き地を売りたい・貸したい方からのお問合せをお待ちしています。活用相談の申請を受け、市と協定を締結した協会から選ばれた宅地建物取引業者をご紹介しますので、安心してご相談ください。

添付書類

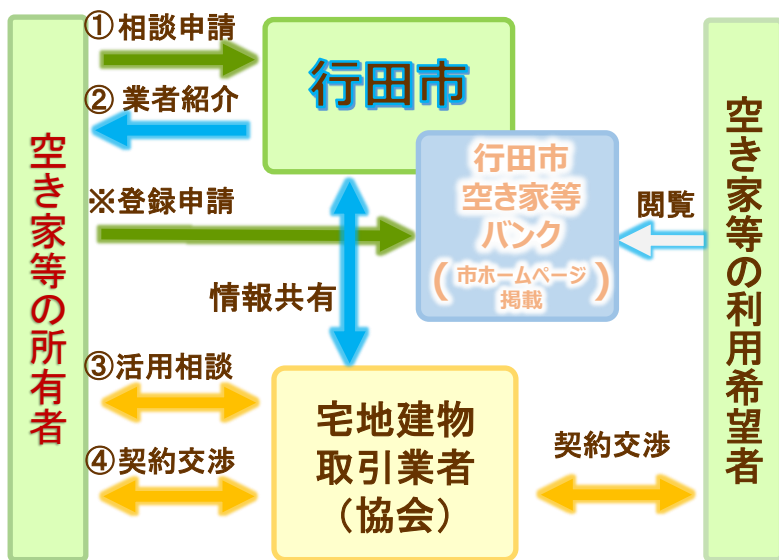
固定資産税評価証明書
(行田市役所税務課)

ポイント1

住宅に限らず、すべての建物と空き地が対象です。現在使用している物件でも、近く使用しなくなる予定であればご相談いただけます。

ポイント2

状態に関わらず、不動産のプロが相談にのります。



※空き家等バンクは、移住促進と空き家の利活用を目的とした制度です。空き家等について活用相談された物件で、空き家等バンクへの登録希望があったものを、市のホームページ等を通じて、利用を希望する方に情報提供します。

お問い合わせ

行田市 環境経済部 商工観光課 空き家・空き店舗利活用支援担当
〒361-0052 埼玉県行田市本丸2-20(埼玉県行田地方庁舎3階)
☎048-556-1111



◆空き家等バンクに関するよくある質問◆

Q 1 空き家等バンクの活用相談は有料ですか？

A 1 **無料**です。ただし、活用相談に必要な書類（**固定資産税評価証明書**）の取得や空き家等に係る売買、貸借等の媒介契約締結時に報酬金（宅地建物取引業法に規定する額以内）が発生します。

Q 2 **店舗**や**アパート等**は活用相談出来ますか？

A 2 戸建住宅に限らず、1棟全体が使用されていない建築物であれば店舗、工場、倉庫、アパート等**すべての建築物**が活用相談可能です。ただし、一部（1部屋、1フロア等）でも使用されている建築物は、活用相談や空き家等バンクに登録することは出来ません。

Q 3 **状態が良くない建物**でも活用相談出来ますか？

A 3 建物の状態に関わらず、活用相談を受け付けております。なお、建物の状態によっては空き家等バンクへの登録が出来ない場合もございますが、協会に所属する宅地建物取引業者と、**建物等の処分方法や解体後の土地利用の相談が可能**ですので、お気軽にお問い合わせください。

Q 4 宅地建物取引業者と売却、賃貸等の**媒介契約を締結しなくても空き家等バンクに登録**出来ますか？

A 4 **登録出来ません**。交渉および売買、貸借等に係る契約（契約成立後も含む。）に関するトラブルを防止するため、協会に所属する宅地建物取引業者と媒介契約を締結してから空き家等バンクの登録申請を受付しています。

Q 5 空き家等の所有者以外でも**代理で活用相談**することは出来ますか？

A 5 原則、空き家等の所有者の方から申請をお願いしておりますが、**所有者の方の同意のもと、ご家族ご親族の方が代理で活用相談を行うことは可能です**。ただし、空き家等バンクへの登録は所有者の方ご本人のみ受け付けております。なお、**所有者の方が意思疎通出来ない場合、売却や賃貸等の契約行為が難しいため、お早めに司法書士等の専門家へ家族信託等のご相談をおすすめいたします**。

◆主な注意事項◆

- 1 空き家等に関する交渉および売買、貸借等に係る契約については、協会に所属する宅地建物取引業者（媒介業者）が行うものとし、**市は直接関与しません**。
- 2 空き家等に関する交渉および売買、貸借等に係る契約（契約成立後も含む。）に関する**一切の疑義、紛争等については、当事者間で解決していただきます**。
- 3 **契約成立時に仲介手数料が発生します**。